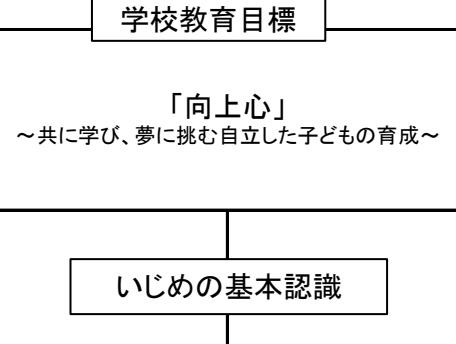


## いじめ防止基本方針全体計画

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・加東市いじめ防止基本方針



○学校・地域の実態  
校区が広く、地元の集落、新興住宅、公営住宅等、様々な住宅環境が混在している。近くには、量販店やコンビニなどが多い。夜間等の問題行動が懸念される。保護者や地域も児童生徒の学習の充実や安全確保に向けて協力的である。

○児童・生徒の実態  
全体的に落ち着いた雰囲気である。中には他者への配慮を欠き、人の嫌がることを言ってしまう児童・生徒がいる。一方、自分の感情を外に出しにくく抱えこむ児童・生徒も増えてきている。携帯電話の所持率も高く、SNS上のトラブルも増加している。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

発達支持	未然防止	早期発見・早期対応	困難課題
<p>いじめを生まない 土壌づくり</p> <p>○人権教育の充実 ○道徳教育の充実 ○体験教育の充実 ○特別活動の充実 ○情報モラル研修 ○美化活動の充実</p>	<p>意図的・組織的・系統的な 教育プログラムの実施</p> <p>○勇者の旅 ○SCと協働した心の教育プログラム ○ピアサポート研修 ○薬物乱用防止教育 ○情報モラル教育</p>	<p>子どもの変化を敏感に察知・ 問題を軽視せず 迅速かつ組織的に対応</p> <p>○いじめ実態把握調査 ○アンケート(QU)の実施 ○困ったことカード ○教育相談 ○日記や生活ノート(連絡帳) ○日々の観察</p> <p>※初期の段階での諸課題発見と対応・担任、生徒指導、学年総務、学年生徒指導、SC・SSW等との協働</p>	<p>個に応じた組織的な指導・援助</p> <p>※いじめ対応チームを招集 ○保護者や専門機関、スクールロイヤーとの連携 ○校内サポートルームの活用 ○SCIによるカウンセリング ○指導体制、方針決定 ○継続的な指導・経過観察 ○心の教育の充実等再発防止</p>
<p>※「いじめ対応チーム」の設置について</p> <p>◎生徒指導委員会に「いじめ対応チーム」を設置する。</p> <p>◎「いじめ対応チーム」は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラーなどにより構成する。</p>			

